

第 4 章

関係地域

第4章 関係地域

4-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3km以内の地域”を基準として設定するものとする。

4-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図4-1に示すとおり、以下の2市の一部が含まれる。

- ・深谷市
- ・熊谷市

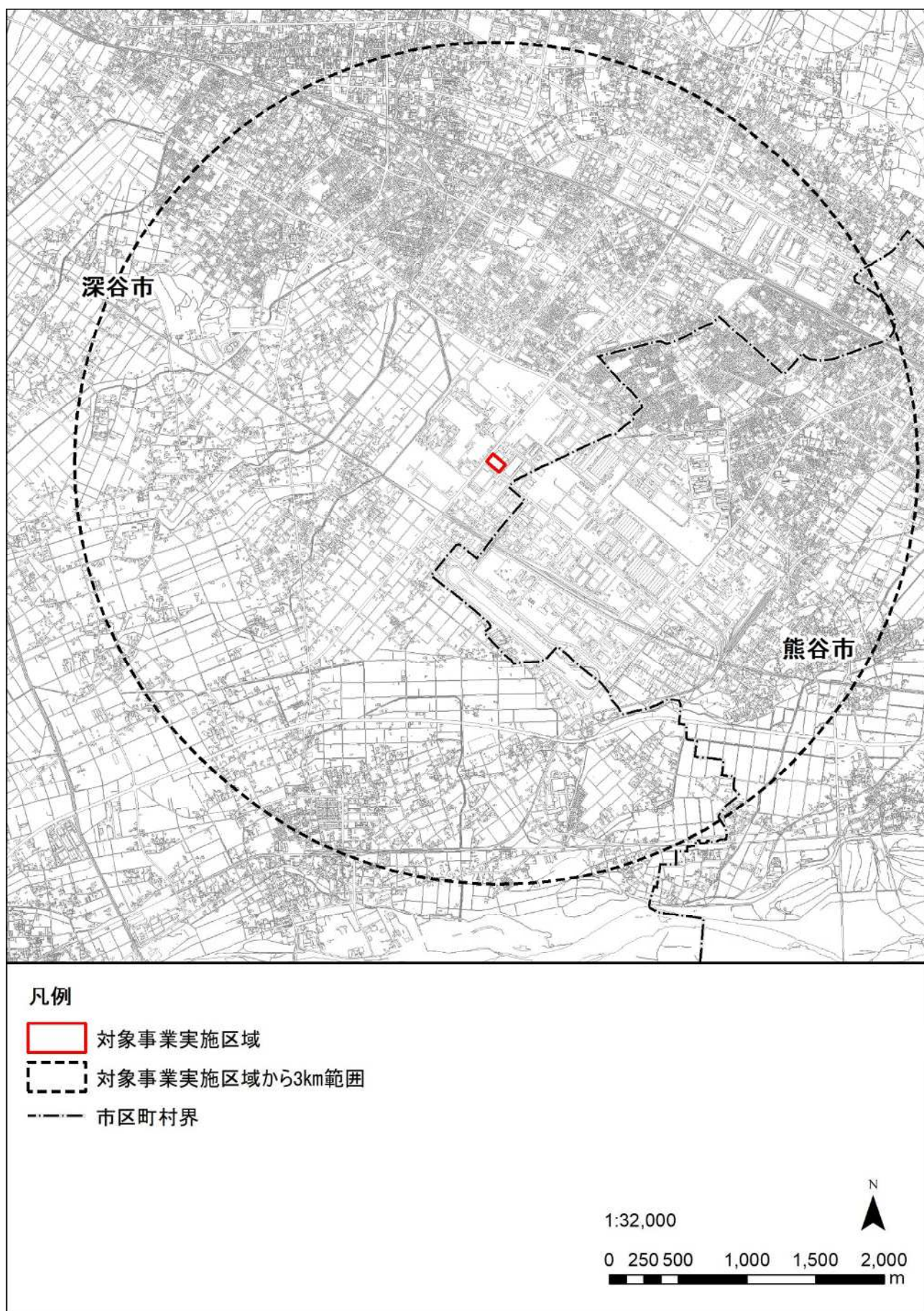


図 4-1 環境に影響を及ぼす地域